平成26年度中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	平成26年度	前　年　度	対前年度比増減
貿易・サービス収支	－93,810	－144,635	50,825
（対前年度比）	（－35.1）	（55.9）	
貿易収支	－65,708	－110,187	44,479
（対前年度比）	（－40.4）	（110.0）	
輸出	756,132	697,510	58,622
（対前年度比）	（8.4）	（12.1）	
輸入	821,839	807,697	14,142
（対前年度比）	（1.8）	（19.7）	
サービス収支	－28,102	－34,448	6,346
（対前年度比）	（－18.4）	（－14.5）	
第一次所得収支	191,369	173,820	17,549
（対前年度比）	（10.1）	（20.0）	
第二次所得収支	－19,459	－14,471	－4,988
（対前年度比）	（34.5）	（51.1）	
経常収支	78,100	14,715	63,385
（対前年度比）	（430.7）	（－65.4）	
資本移転等収支	－2,699	－5,735	3,037
直接投資	126,974	139,240	－12,267
証券投資	50,166	－209,881	260,047
金融派生商品	45,280	31,768	13,512
その他投資	－87,848	－25,567	－62,281
外貨準備	2,920	46,891	－43,971
金融収支	137,492	－17,549	155,040
誤差脱漏	62,090	－26,528	88,618

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諮　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成27年5月21日　神戸地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成27年６月４日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　神戸地方裁判所
2　被告事件名　関税法違反
3　被告人氏名　株式会社シャンダイ（代表者ウェイ・シアンホン）、高橋・鴻ことウェイ・シアンホン（魏翔鴻）、株式会社東海物産（代表者　ゴン・イ）、柏木恵希ことゴン・イ（龔奕）
4　公判期日　平成27年５月29日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
牛肉（451塊）5710.23kg（神戸地方検察庁平成27年領第606号符号322）
6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人株式会社シャンダイは、プラスチックの輸出入等の業務を営むもの、被告人ウェイ・シアンホンは、同社代表取締役、被告人株式会社東海物産は、廃プラスチックの輸出入等の業務を営むもの、被告人ゴン・イは、同社代表取締役であるが、被告人らは、サイ・ジャンユ及びヘ・ドンらと共謀の上、それぞれ前記のとおり従事する各被告会社の業務に関し、税関長の許可を受けることなく、牛肉を中華人民共和国香港特別行政区に輸出しようと企て、平成25年10月17日、牛肉（正味量合計約5,710キログラム）を、コンテナ内に隠匿して収納した上、翌18日、事情を知らない第三者をして、神戸港六甲アイランドコンテナ第１号岸壁及び第２号岸壁に搬入させ、同日、神戸税関六甲アイランド出張所において、被告会社シャンダイが同コンテナ内にプラスチックのくずのみを収納して中華人民共和国香港特別行政区へ輸出する旨の輸出申告をさせ、もって税関長の許可を受けないで前記牛肉を輸出しようとしたが、同出張所の税関職員による検査により同コンテナ内の前記牛肉を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

工場財団

茨城県ひたちなか市堀口751番地**ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社**の山形県鶴岡市宝田一丁目14番38号ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社鶴岡東工場についての機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年５月21日

山形地方法務局鶴岡支局

有権者申出方

元当局所属公証人**會**田正和の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年５月21日　　新潟地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月21日

中国地方整備局長　尾藤　　勇

1　処分をした年月日　平成27年４月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　光南建設株式会社　田邉　　豊　岡山県倉敷市片島町456　国土交通大臣許可（般―24）第24661号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第１４９号
北海道檜山郡江差町字本町132番地
申立人　江差信用金庫
本籍北海道函館市末広町20番地13、最後の住所北海道函館市亀田港町34番６号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成26年９月19日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和11年９月17日、職業会社役員
被相続人　亡　久保　哲朗
函館市新川町23番25号、事務所函館市新川町23番25号　共栄火災ビル４階　米塚茂樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　米塚　茂樹
函館家庭裁判所

平成２７年（家）第３００９０号
仙台市泉区長命ケ丘３丁目27番４号
申立人　大平　　文
本籍仙台市若林区河原町１丁目257番地、最後の住所仙台市太白区茂庭台２丁目15番30号太白ありのまま舎寮、死亡の場所仙台市青葉区、死亡年月日平成27年１月４日、出生の場所関東州大連市、出生年月日昭和８年８月13日、職業無職
被相続人　亡　髙野　豊子
事務所仙台市青葉区片平１―１―11　カタヒラビル５階　法律事務所絆
相続財産管理人　弁護士　髙城　晶紀
仙台家庭裁判所

平成２７年（家）第３０１０１号
宮城県岩沼市桜１丁目６番20
申立人　岩沼市
本籍宮城県岩沼市押分字須加原92番地２、最後の住所宮城県岩沼市押分字須加原131番地の15、死亡の場所宮城県岩沼市、死亡年月日平成21年２月17日、出生の場所宮城県名取郡玉浦村、出生年月日昭和３年７月14日、職業不明
被相続人　亡　小林きしの
宮城県岩沼市二木２丁目９番２号　松浦事務所
相続財産管理人　松浦　大三
仙台家庭裁判所